

【令和5年度事業者処分等について】

消費生活課

1 特定商取引法

(1) 処分(業務停止命令等): なし

(2) 指導(特定商取引法・県消費生活条例)

販売類型	件数
・訪問販売	16件
・通信販売	14件
・条例	1件
計	31件

【主な事案の概要】

- ・ 訪問販売では、屋根の修繕に係る事案が多数を占めている(本来は不必要な修繕の勧誘、高齢者等判断力が弱い人との契約、契約解除の妨害、等)。
- ・ 通信販売では、商品の定期購入に係る事案が多数を占めている(定期購入契約であることがわかりにくい、申込内容を容易に確認・訂正できるようになっていない、事業者へ解約の連絡が繋がらない、等)。

2 景品表示法

(1) 措置命令: なし

(2) 指導(文書及び口頭による注意)

文書注意	32件	優良有利誤認(21件)	優良誤認(10件)	有利誤認(1件)
口頭注意	6件	優良有利誤認(2件)	優良誤認(2件)	有利誤認(2件)
計	38件			

【主な事案の概要】

- ・ 健康食品や整体院等の商品・サービスで、効能効果の合理的な根拠不存在、統計的な客観性のない口コミNo.1表示(「優良誤認」)や、同一価格キャンペーンの継続実施(「有利誤認」)等が多数、行われていた。

- ※ 優良誤認表示とは：商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示。
商品・サービスの品質を、実際よりも優れているかのように偽って宣伝する行為。
- ※ 有利誤認表示とは：商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示。
商品・サービスの取引条件を、実際よりも有利であるかのように偽って宣伝する行為。